

第 1 2 回豊川圏域水防災協議会

(対面・WEB 開催)

日時：令和 7 年 5 月 7 日（水）14：30～

場所：愛知県東三河建設事務所 5 階大会議室

次 第

1 挨拶

2 議事

- (1) 豊川圏域水防災協議会規約の一部変更について（資料 7）
- (2) 2024 年の気象概況について（資料 1）
- (3) 出水期における体制の確認について（資料 2）
- (4) 豊川圏域の取組方針について（資料 3）
- (5) 取組方針フォローアップの報告について（資料 4）
- (6) 関係自治体による取組施策実施内容の報告について（資料 5）
- (7) 今後のスケジュールについて（資料 6）

3 閉会

〈配付資料〉

- 資料 1 : 2024 年（令和 6 年）の愛知県の天候
- 資料 2 : 出水期における体制の確認
- 資料 3 : 豊川圏域取組方針
- 資料 4 : 取組方針のフォローアップの報告
- 資料 5 : 関係自治体による取組施策実施内容の報告
- 資料 6 : 今後のスケジュール
- 資料 7 : 豊川圏域水防災協議会規約

参考資料 : ケーブルテレビ会社と協働した河川防災情報の発信

豊川圏域水防災協議会について

豊川圏域の県管理河川を対象として、地域の特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、愛知県（防災安全局災害対策課、建設局河川課、東三河建設事務所、新城設楽建設事務所）、名古屋地方気象台、水資源機構、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）が参画し、平成29年2月に「豊川圏域水防災協議会」(以下「本協議会」という。)を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動や河川整備等のハード・ソフト対策に各構成機関が計画的・一体的に取り組むこととし、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会の再構築」を目標としている。

本協議会の各構成機関は、連携して防災・減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行う。